

生産情報提供食品事業者登録制度

(通称：食の安心登録制度)



生産情報を提供して
食品の安心を

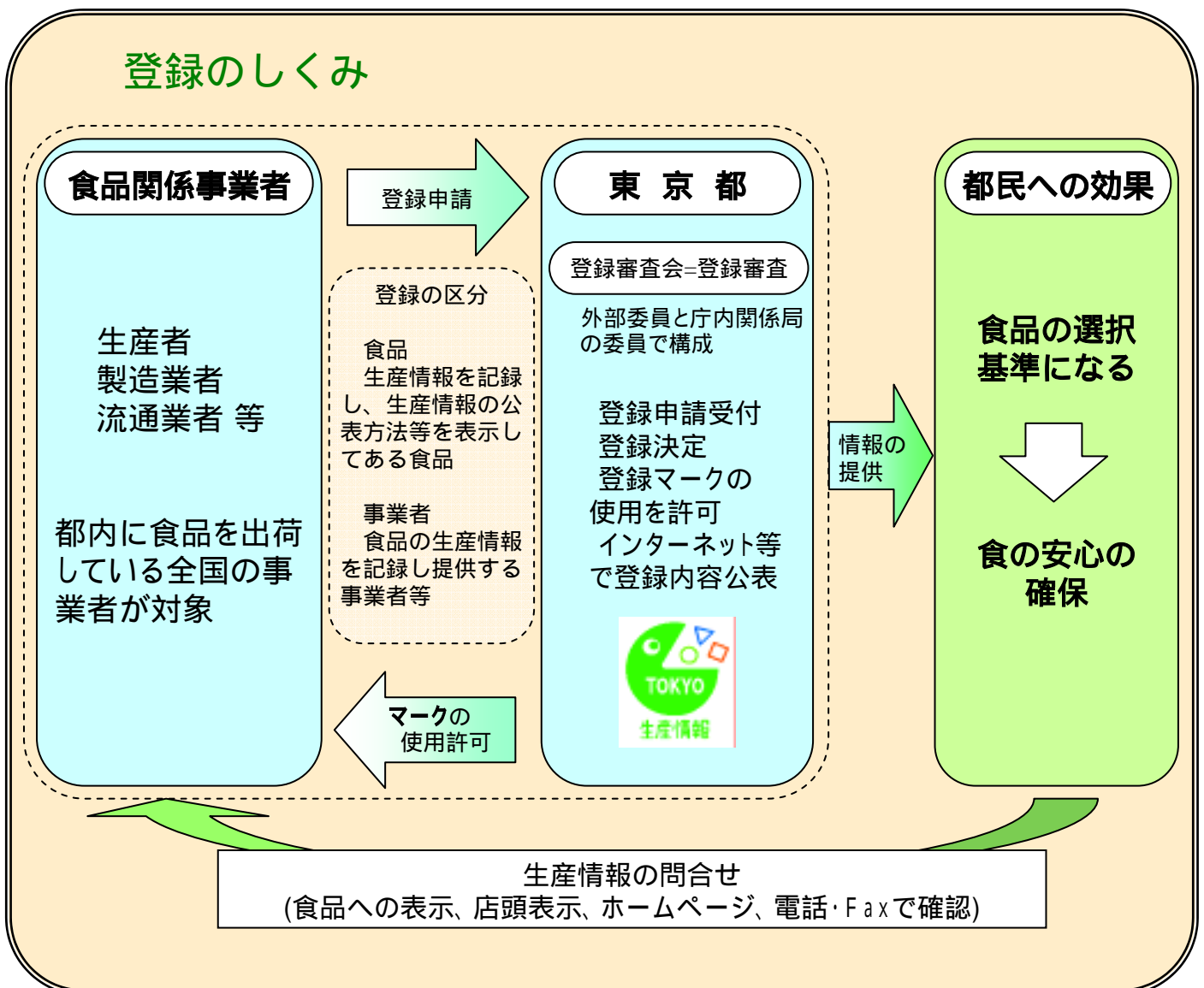
1 生産情報提供食品事業者登録制度とは？

都民の食卓に上る食品は、日本国内だけでなく世界各地から送られており、その生産・製造・流通の過程は複雑化しています。また、食の安全・安心にかかわる問題も発生しました。このようなことから、都民の食に対する不安が高まっています。

東京都は、都民の食の安心のために「生産情報提供食品事業者登録制度」（通称：食の安心登録制度）に取り組んでいます。

本制度は、食品の生産・製造の情報の提供に取り組む食品事業者とその食品を東京都が登録し、一般に公開します。また、食品事業者が食品に登録マークを表示することなどで、生産情報が明らかな安心できる食品の目安となることを目指しています。

情報の透明化で安心を届けましょう。

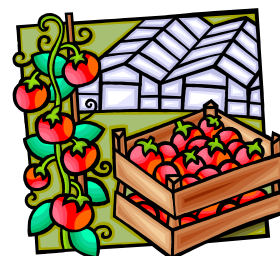


2 登録の対象となるのは？

都内に食品を販売する全国の食品事業者

食品の生産・製造事業者の登録と流通販売事業者等の登録があります。

登録事業者が生産・製造する食品（都内出荷があるもの）
1品目からでも登録できます。



3 登録基準は？

食品登録

次の食品について登録を申請できます。

生産情報を記録・保管し、消費者に情報提供できる食品で、生産情報の公表方法等が表示されているもの

事業者登録

次のいずれかの事業者が登録を申請できます。

生産・製造した食品の生産情報を記録し、提供できる事業者
登録食品を小分けする場合に他食品と区別して扱い、出荷先等への生産情報伝達のための表示等を行う事業者



生産情報とは・・・

農産物の農薬、肥料、収穫期間等についての情報
家畜の飼料等についての情報
漁獲、養殖などの情報
加工食品の製造などの情報

生産情報についての詳細は、

- ・ 生産情報提供食品事業者登録制度実施要領
 - ・ 生産情報提供食品事業者登録制度情報記録・提供マニュアル
- をご参照下さい

4 登録決定後は？

登録されると

- ・ 登録マークを食品に表示することができます。
- ・ 東京都のホームページで、登録事業者及び登録食品について公開します。
- ・ 登録の有効期間は3年間です。

登録事業者の責務

- ・ 食品関係法令を遵守することが登録の前提です。
- ・ 東京都が行う登録内容に関する調査に協力していただきます。
- ・ 登録食品を取扱う場合には「東京都生産情報提供食品」である旨、又は登録マークを明示して、消費者に登録食品であることを知らせていただきます。

違反行為には

- ・ 登録制度の規定に違反した場合、東京都は登録事業者に対し調査を行い、改善を指導します。
- ・ 改善がなされない場合には、登録を取り消します。登録を取り消した場合は、取り消した事業者名と理由を公開します。



登録マーク



登録申請は・・・

- ・ 下記の受付にて随時受け付けています。（郵送可）
- ・ 申請後、申請内容（申請書・添付書類など）を確認させていただきます。
- ・ 登録は、年に3回開かれる登録審査会に諮ったうえで決定されます。
- ・ 決定後、登録証が交付され、登録マークの使用ができるようになります。

登録・審査ともに無料です

登録要領や申請書など、登録に必要なものは

産業労働局のホームページ（トピックス：生産情報提供事業バナーをクリック）

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/>

からダウンロードできます。

申請の前に、ご不明な点がございましたらお気軽にご相談下さい。
電話やEメールでも受け付けています。



お問い合わせ・受付は・・・

東京都産業労働局農林水産部食料安全課（都庁第一庁舎31階南側）

〒163 8001 新宿区西新宿2 - 8 - 1

電子メールアドレス：S0000751@section.metro.tokyo.jp

：03 - 5320 - 4883

東京都産業労働局農業振興事務所振興課

〒190 0022 立川市錦町3 - 12 - 11

電子メールアドレス：S0200325@section.metro.tokyo.jp

：042 - 548 - 5052

都内農業生産者の方は、各農業改良普及センターでも受け付けていますので、お問合せください。

中央農業改良普及センター 042-465-9882

西多摩農業改良普及センター 0428-31-2374

南多摩農業改良普及センター 042-674-5971